

(仮称) 北区健康づくり推進条例 (案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条―第8条)

目的、定義、基本理念、

当事者の役割 (区・区民・事業者・保健医療関係者・健康づくり関係者)

第2章 健康づくりに関する基本的事項 (第9条―第13条)

計画・施策、連携・協働、調査・研究、北区健康づくり推進期間、

区民等に対する支援

第3章 雑則 (第14条)

委任

前文

生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らすことは、区民共通の願いであり、区民一人ひとりの健康は、明るく活力に満ちた社会を支える基盤である。

区では、これまで「元気環境共生都市宣言」、「北区ヘルシータウン21」等の計画に基づき、区民の健康づくりを推進してきた。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、区民の健康を取り巻く環境が大きく変化し健康課題がますます高度化・多様化する中で、健康寿命を延伸し、地域社会全体において持続可能な取組を進めることが求められている。

このような状況において、区民一人ひとりが健康への関心と理解を深めるとともに、地域社会全体で互いに支え合い、安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

区では、誰もが生きがいを感じながら、自分らしい生活を送り、生涯にわたり健やかに暮らすことができる社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則 第1条—第8条

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割を明らかにするとともに、連携・協働による健康づくり施策を推進することで、全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無に関わらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 区民 区内に居住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 三 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- 四 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、区民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいう。
- 五 健康づくり関係者 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者のほか、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、区民の健康寿命延伸のため、各々の役割を踏まえるとともに、相互に連携・協働し、健康づくりの推進に一体となって取り組むこと。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供しなければならない。

3 区は、区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、区民の健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に寄与するため、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携・協働した施策の実施に努めなければならない。

(区民の役割)

第5条 区民は、健康に関する知識と理解を深めるとともに、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組むため、健康診断の定期的な受診等による自らの心身状態の把握や、家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの活動を通じて地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、区民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに関する普及啓発や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援するため、区民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりや情報提供等の普及啓発に努めるとともに、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条

(計画・施策)

第9条 区は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 区は、計画を策定する際には、あらかじめ、東京都北区健康づくり推進協議会条例（平成十年三月三十日条例第三号）に規定する東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 区は、計画を策定した際には速やかに公表するとともに、達成状況について、東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

5 区は、第4条に規定する区の責務を果たすため、次に掲げる分野に係る施策を計画に基づき実施する。

ア 身体健康

イ こころの健康

ウ 歯と口腔の健康

エ その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野

(連携・協働)

第10条 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する情報及び活動機会の共有その他の方法により、相互に連携・協働を図りながら、健康づくりの推進に関する取組を効果的に実施するよう努めるものとする。

2 区は、健康づくりを効果的に推進するため、国、都及びその他自治体と連携等を図るよう努めるものとする。

(調査・研究)

第 11 条 区は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な調査及び研究を行うものとし、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(北区健康づくり推進期間)

第 12 条 区は、健康づくりについて区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の関心及び理解を深めるため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、北区健康づくり推進期間を定める。

(区民等に対する支援)

第 13 条 区は、健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

第 3 章 雑則 第 14 条

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、区において現に存する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第二項に定める市町村健康増進計画、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に定める市町村食育推進計画、及び自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第二項に定める市町村自殺対策計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。